

福岡県公報

平成20年6月30日
第2842号

目次

告示(第1064号 - 第1076号)

都市計画事業の認可	(公園街路課)	1
都市計画事業の認可	(公園街路課)	1
都市計画事業の認可	(公園街路課)	2
都市計画事業の認可	(公園街路課)	2
保安施設地区予定地に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	3
救急病院の認定	(医療指導課)	4
道路の供用の開始	(道路維持課)	4
道路の供用の開始	(道路維持課)	4
麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づく薬局開設者等の申出	(薬務課)	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
公安委員会			
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(警察本部生活安全総務課)	5
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(警察本部生活安全総務課)	5

告示

福岡県告示第1064号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年6月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 施行者の名称
福岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
福岡都市計画道路事業 3・2・10号 国道3号線
3・4・48号 清水上牟田線
- 3 事業施行期間
平成20年6月30日から平成27年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
福岡市博多区上牟田2丁目及び上牟田3丁目、半道橋1丁目及び半道橋2丁目並びに東那珂1丁目、東那珂2丁目及び東那珂3丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第1065号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年6月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 施行者の名称
福岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
福岡都市計画道路事業 3・3・15号 千代粕屋線
- 3 事業施行期間

平成20年6月30日から平成25年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

福岡市東区二又瀬及び二又瀬新町地内

(2) 使用の部分

福岡市東区二又瀬及び二又瀬新町地内

福岡県告示第1066号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年6月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画道路事業 3・5・171号 美野島塩原線

3 事業施行期間

平成20年6月30日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

福岡市博多区竹下1丁目地内

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1067号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年6月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画道路事業 3・2・10号 国道3号線

3 事業施行期間

平成20年6月30日から平成25年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

福岡市博多区西月隈5丁目及び6丁目並びに板付6丁目地内

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1068号

農林水産大臣から、次のように保安施設地区の指定をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第44条において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年6月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安施設地区予定地の所在場所

(1) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

嘉麻市馬見字所迫2474の2、2488の1、2488の8、2497の1、2498、2499

(2) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱12号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

田川郡赤村大字赤字猿喰6400、6401、6402、6405、字盗人葉山6399

(3) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

田川郡添田町大字榊田字冷水515

(4) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号

と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

田川郡赤村大字赤字ナギノ542、字松尾728

(5) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

田川郡添田町大字津野字平石69、71、86、字藪ノ平51の1

(6) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

福岡市早良区大字小笠木字釜ヶ谷214

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4 指定の有効期間

3年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1069号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年6月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 マルシヨク吉野店

(2) 所在地 福岡県大牟田市大字橋1544番地の1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1070号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年6月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 マルシヨク吉野店

(2) 所在地 福岡県大牟田市大字橋1544番地の1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

変更事項届出書（平成20年4月21日 95号）の記載のとおり実施されることであれば問題ないとする。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

変更事項届出書（平成20年4月21日 95号）の記載のとおり実施されることであれば問題ないとする。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

変更事項届出書（平成20年4月21日 95号）の記載のとおり実施されることであれば問題ないとする。

(4) 騒音の発生に係る事項

開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用できる時間帯が延長されるので、空調機や冷凍室の室外機の維持管理を十分に行い騒音に対する苦情が発生しないよう配慮すること。

また駐車場における無駄なアイドリング及びカーステレオ等の音で近隣から苦情がないよう配慮すること。

(5) 廃棄物に係る事項等

変更事項届出書（平成20年4月21日 95号）の記載のとおり実施されることであれば問題ないとする。

(6) 街並みづくり等への配慮等

ア 防犯・防災への配慮について

以下の法令等について遵守すること。

- (ア) 「大牟田市安心安全まちづくり推進条例」
- (イ) 「福岡県安全・安心まちづくり条例」
- (ウ) 「大規模小売店舗における犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」(福岡県)
- (エ) 「深夜営業施設における犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」(福岡県)

また、(ウ)に規定する防犯責任者を選任すること。

福岡県告示第1071号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年6月30日

福岡県知事 麻生 渡

医療機関の名称	所在地	有効期間
新小文字病院	北九州市門司区大里新町2-5	平成20年7月1日から 平成23年6月30日まで
朝倉医師会病院	朝倉市来春422-1	
遠賀中間医師会おんが病院	遠賀郡遠賀町大字尾崎1725-2	

福岡県告示第1072号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年6月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年6月30日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	朝倉線 小石原	朝倉市須川387番先から 同市須川260番4先まで

福岡県告示第1073号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年7月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年6月30日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	385号	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山21番2先から 同郡同町大字五ヶ山3番10先まで

福岡県告示第1074号

薬事法（昭和35年法律第145号）の規定により医薬品の一般販売業の許可を受けた者から麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第50条の26第1項の規定に基づく申出があったので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成20年6月30日

福岡県知事 麻 生 渡

申出者の名称	申出に係る店舗名称	申出に係る店舗所在地
山下医科器械株式会社	山下医科器械株式会社福岡支社	福岡市博多区半道橋2-4-24
山下医科器械株式会社	山下医科器械株式会社福岡支社福岡西連絡所	福岡市西区橋本1-8-1

福岡県告示第1075号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年6月30日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
前原市前原北2丁目1594-1及び1594-5から1594-16まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市早良区原5丁目14番22号
株式会社秀健 代表取締役 栗原 秀利

福岡県告示第1076号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年6月30日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
前原市高田4丁目22-1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市西区大字飯氏975番地1
末松 増俊

公安委員会

福岡県公安委員会告示第214号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、警備業法に基づく処分基準の見直し（案）について、次のとおり意見を募集する。

平成20年6月30日

福岡県公安委員会

- 1 意見募集期間
平成20年6月19日から平成20年7月18日まで
- 2 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活安全総務課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第215号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、警備業務における護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部を改正する規則（案）について、次のとおり意見を募集する。

平成20年6月30日

福岡県公安委員会

- 1 意見募集期間
平成20年6月19日から平成20年7月18日まで
- 2 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活安全総務課に備え置く。

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷部各率100%再生紙を使用しています